

開国博 Y150 収支問題の対応状況について

「開国博 Y150」収支問題の対応について、財団法人横浜開港 150 周年協会（以下、「協会」という）は、特定調停の申立及び民事訴訟の提訴を横浜地方裁判所に行いました。今後、協会は裁判所のもとで、収支問題の解決に取り組めます。

1 博報堂 JV との特定調停について

(1) 申立日

平成 22 年 3 月 30 日 (火)

(2) 特定調停対象社

博報堂 JV

(博報堂、東急エージェンシー、京急アドエンタープライズ、相鉄エージェンシー、エヌエイチケイエンタープライズ、横浜アーチスト、旭広告社、神奈川新聞による共同企業体)

(3) 申立先

横浜地方裁判所

(4) 申立の内容

「協会と博報堂 JV との間の債権額を確定した上、債務の支払方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

- ・ 平成 21 年度の委託契約は概算契約となっている。
- ・ 平成 21 年度の委託契約の確定にあたって、協会は博報堂 JV に対して大幅な減額を求める。

(5) 今後のスケジュール

ア 第 1 回調停期日 平成 22 年 5 月 11 日 (火)

裁判所の調停委員会により、協会と博報堂 JV との概算契約額の確定に向けた調整が行われます。

イ 今後の見通し

調停委員会が当事者間で合意を形成できるよう調整し、当事者が合意すると調停が成立します。

(6) その他

(株) アサツーディ・ケイに対しての特定調停は、今後申し立ての予定です。

特定調停について

1 概要

民事調停手続きの一種で、特定債務者の経済的再生に資するためになされる、特定債務者及びその債権者その他の利害関係人における利害関係の調整にかかる民事調停。

- ・ 調停案は「公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容であること」と法律で定められているため、負担割合についての客観的な判断を得られる。
- ・ 調停が整わなかった場合でも、双方が応諾すれば、裁判所が「公正かつ妥当で経済的合理性を有する」と判断する内容の条項を作成し決定することができ、それにより解決が図られる可能性がある。

根拠法令：特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律
(平成 11 年 12 月 17 日法律第 158 号)

2 特定債務者

- (1) 金銭債務を負っているもので、支払い不能に陥るおそれのあるもの
- (2) 事業の継続に支障を来たすことなく債務を弁済することが困難であるもの
- (3) 債務超過に陥るおそれのある法人

3 特定調停手続きの流れ（一般的なケース）

- (1) 特定調停の申立
 - ・ 債務者が行う。
 - ・ 債権者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に申し立て
- (2) 事件受付票の交付・調査期日の指定
約 1 ヶ月後に調査期日の指定
- (3) 調停委員の選任
調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有するものを選任
- (4) 調査期日
申立書の内容、債務状況の確認、支払い原資の有無、援助の有無等の調査
- (5) 調停期日
作成した返済計画案をもとに各債権者との間で返済計画の調整、通常は 3 回程度の調停。
 - ① 債務者の財政状況の聴取と支払原資の確定
 - ② 調停条項案の債権者への提示と意向聴取
 - ③ 各債権者との調整と結果に基づく調停調書
- (6) 調停に代わる決定（17 条決定）
調停条項案に各債権者の同意が得られなかった場合には調停委員会が職権で調停条項を決定できる。

(参考) なお、申立から調停まで先例では概ね 7 ヶ月かかっている。

4 調停の効力

調停調書・調停に代わる決定は裁判所の和解と同一の効力を有する。

5 手続の非公開

特定調停手続は、民事調停規則で非公開と定められています。(民事調停規則第 10 条)

2 旅行代理店との訴訟について

(1) 株式会社日本旅行からの民事訴訟について

ア 原告 株式会社日本旅行

イ 被告 財団法人横浜開港 150 周年協会

ウ 提訴日 平成 22 年 2 月 25 日 (3 月 11 日横浜地方裁判所より送達)

エ 事件番号 平成 22 年 (ワ) 987 号 入場券代金返還請求事件

オ 提訴先 横浜地方裁判所

カ 請求の趣旨 (要旨)

- ① 被告は、原告に対し、金 50,467,176 円及び遅延損害金を支払え。
 - ② 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決と①について仮執行宣言を求める。

キ 請求の原因 (要旨)

- ① 事前に説明を受けていたイベント内容 (平成 19 年 10 月 11 日中間発表) と実際に行われたイベントの内容が異なることは債務不履行である。
- ② 各種割引販売を協会が行い、正規代金での入場券販売を妨害した。
- ③ 広報宣伝が不十分なだけでなく、原告らからの改善要請 (ラ・マシン、アースバルーンが外から見えることの改善) に応じず放置した。
- ④ 何ら裏づけのない虚偽の予定有料入場者数を謳うことで契約を締結させた。
- ⑤ 本件契約中、実際に原告が販売できなかった入場券に係る部分を取消す。
- ⑥ 本件契約の解除又は取消により、被告に過払いをしている代金と利息の返還を求める。

ク 答弁書提出期限 平成 22 年 5 月 21 日 (金)

ケ 第 1 回口頭弁論期日 平成 22 年 5 月 28 日 (金)

コ その他

協会では、日本旅行からの提訴に対し、本日、反訴する予定です。

(2) 近畿日本ツーリスト株式会社及び相鉄観光株式会社への民事訴訟について

ア 原告 財団法人横浜開港 150 周年協会

イ 被告 近畿日本ツーリスト株式会社及び相鉄観光株式会社

ウ 提訴日 平成 22 年 3 月 30 日

エ 事件番号 平成 22 年 (ワ) 第 1654 号 入場券代金請求事件

オ 提訴先 横浜地方裁判所

カ 請求の趣旨 (要旨)

- ① 被告近畿日本ツーリスト株式会社は、金 109,249,787 円及び遅延損害金を支払え
- ② 被告相鉄観光株式会社は、金 36,462,306 円及び遅延損害金を支払え
- ③ 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決及び①、②につき仮執行の宣言を求める

キ 請求の原因 (要旨)

- ① 協会と被告は売買について以下のとおり約定した。(大口買取入場券に関する覚書)
 - ・ 約定日 平成 20 年 5 月 30 日
 - ・ 近畿日本ツーリスト
2 億 7 千万円 (ベイサイド普通大人入場券 (1800 円) で 150,000 枚分)
 - ・ 相鉄観光
9 千万円 (ベイサイド普通大人入場券 (1800 円) で 50,000 枚分)
 - ・ 代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額原告に支払うものとする。
 - ・ 販売手数料等を代金から控除し、協会に支払う。
 - ・ 支払期日 前金 平成 21 年 3 月 31 日
残金 平成 21 年 11 月 16 日

② 請求内容

以上から、被告はそれぞれ約定に従い、残額および遅延損害金を支払う義務がある。

ク 第 1 回口頭弁論期日 平成 22 年 5 月 26 日 (水)